

都市計画道路 大西大通り線に関する
近隣住民説明会

会 場:緑区合同庁舎

開催日:令和6年5月11日(土)

12日(日)

16日(木)

相模原市 都市建設局 リニアまちづくり課

1. 事業概要について

2. 事業の必要性及び線形の考え方について

3. 事業認可について

4. 今後のスケジュールについて

(参考資料)

① 補償調査について

② 用地測量について

01

事業概要について

橋本駅周辺整備推進事業の概要について

橋本駅南口での土地区画整理事業により、土地利用の高度化、都市機能の集積を図る。

土地区画整理事業区域内の土地利用計画

1 駅まち一体牽引ゾーン

- 駅と街区が融合した「駅まち一体のまちづくり」を牽引するゾーン
- 駅を起点とした利便性の向上と、駅とまちの一体感を醸成し、まち全体へ賑わいを広げる。

2 広域交流ゾーン

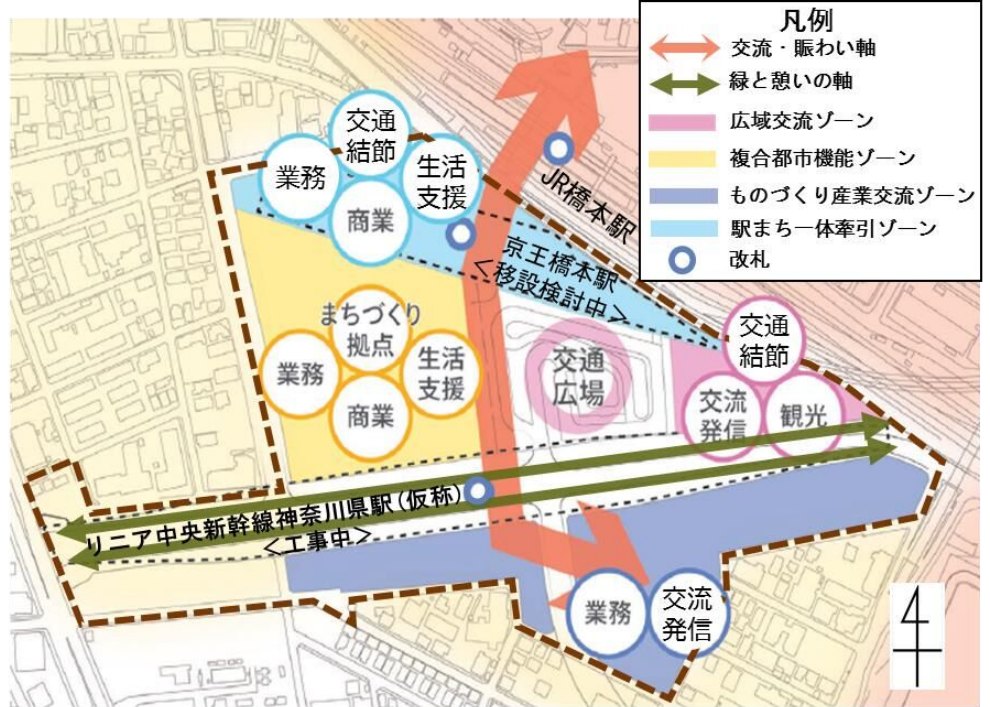
- 観光、物産、産業等に関する交流や情報発信の拠点となるゾーン
- 交通広場と連携した交通結節機能等の導入を図るとともに、まちの発展に合わせた様々なトライアルを実践

3 複合都市機能ゾーン

- 働きやすさ、住みやすさ、過ごしやすさを兼ね備えた、誰もが心地よく過ごせるゾーン
- 子どもから高齢者まで様々な世代の活動を支える複合的な都市機能を導入

4 ものづくり産業交流ゾーン

- 産業集積を牽引するゾーン
- 研究、インキュベーション、交流等の機能導入を図り、広域から人材が集まる拠点として、産業発展、技術創造を牽引



※リニア駅周辺まちづくりガイドラインから引用・加筆

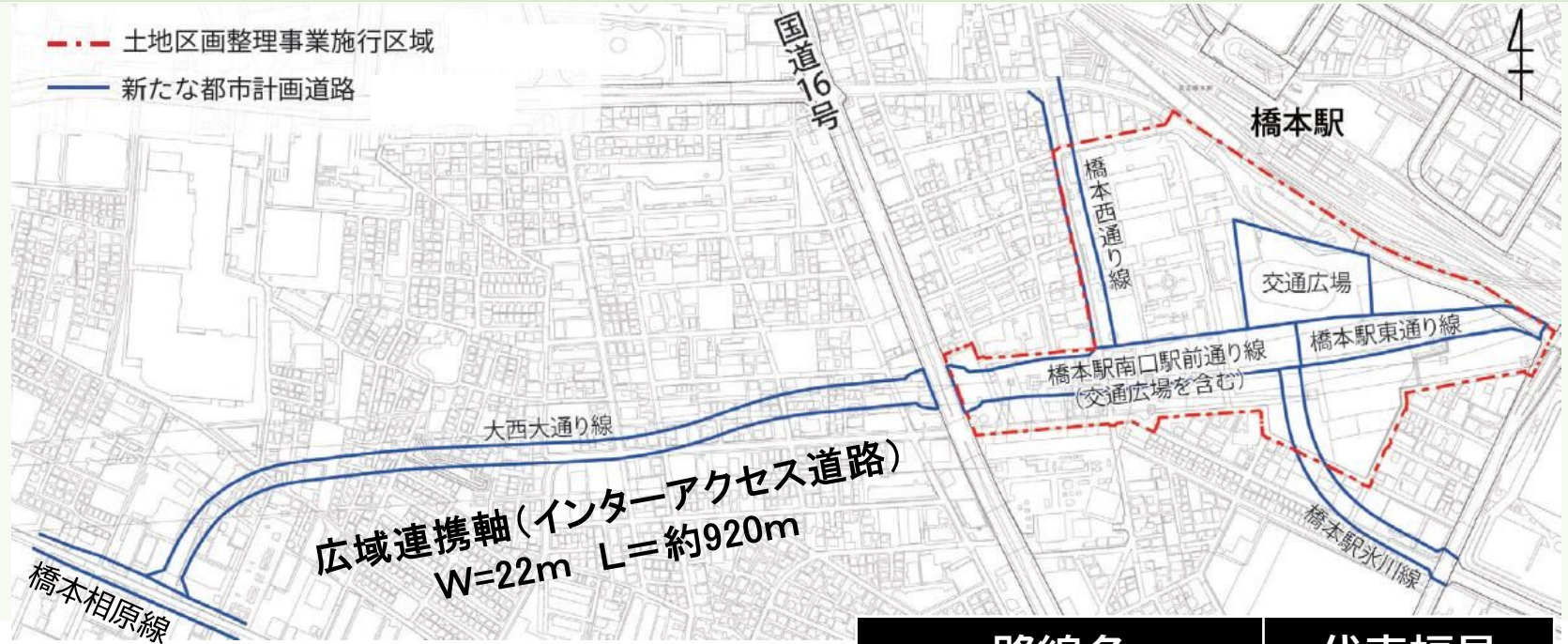
※写真は他都市の事例

業務機能	商業機能	交流・発信機能	生活支援・まちづくり拠点機能	観光機能
<p>オフィスやインキュベーション施設を誘導し、産業・研究開発拠点とも連携する、圏域の業務拠点を形成します。</p>	<p>交流・賑わいの軸と一体感のある商業機能を誘導し、橋本に住む人・働く人のくらしを支えます。</p>	<p>産学官金連携や、高度人材の交流・連携、新たな産業の育成の場を誘導し、先端技術の拠点を形成します。</p>	<p>生活・福祉サービスや、まちづくり活動の拠点を誘導し、橋本に住む人・訪れる人のくらしを支えます。</p>	<p>観光、物産に関する交流や情報発信の拠点を誘導し、圏域全体の魅力を発信します。</p>
<p>渋谷キューズ (インキュベーション施設)</p> 	<p>二子玉川ライズ (商業施設)</p> 	<p>ナレッジキャピタル The Lab (先端技術に触れられる交流施設)</p> 	<p>柏の葉アーバンデザインセンター (まちづくり拠点)</p> 	<p>新宿観光案内所</p> 

1.事業概要について

橋本駅周辺整備推進事業の事業概要について

➔ **6路線**の都市計画決定・変更、土地区画整理事業の区域決定(令和5年3月)



【3・3・8号大西大通り線】
路線全線の代表幅員2.2m



路線名	代表幅員
大西大通り線	22.0m
橋本相原線	23.5m※交差点部
橋本西通り線	22.5m
橋本駅南口駅前通り線	49.0m
橋本駅東通り線	49.0m
橋本駅氷川線	22.5m

02

事業の必要性及び 線形の考え方について

大西大通り線の必要性①

➡ 圏央道相模原インターチェンジとのアクセス機能を向上させるために必要

リニア中央新幹線



三大都市圏(東京圏、名古屋圏、大阪圏)を結ぶ新たな産業軸

圏央道



首都圏における研究・物流軸



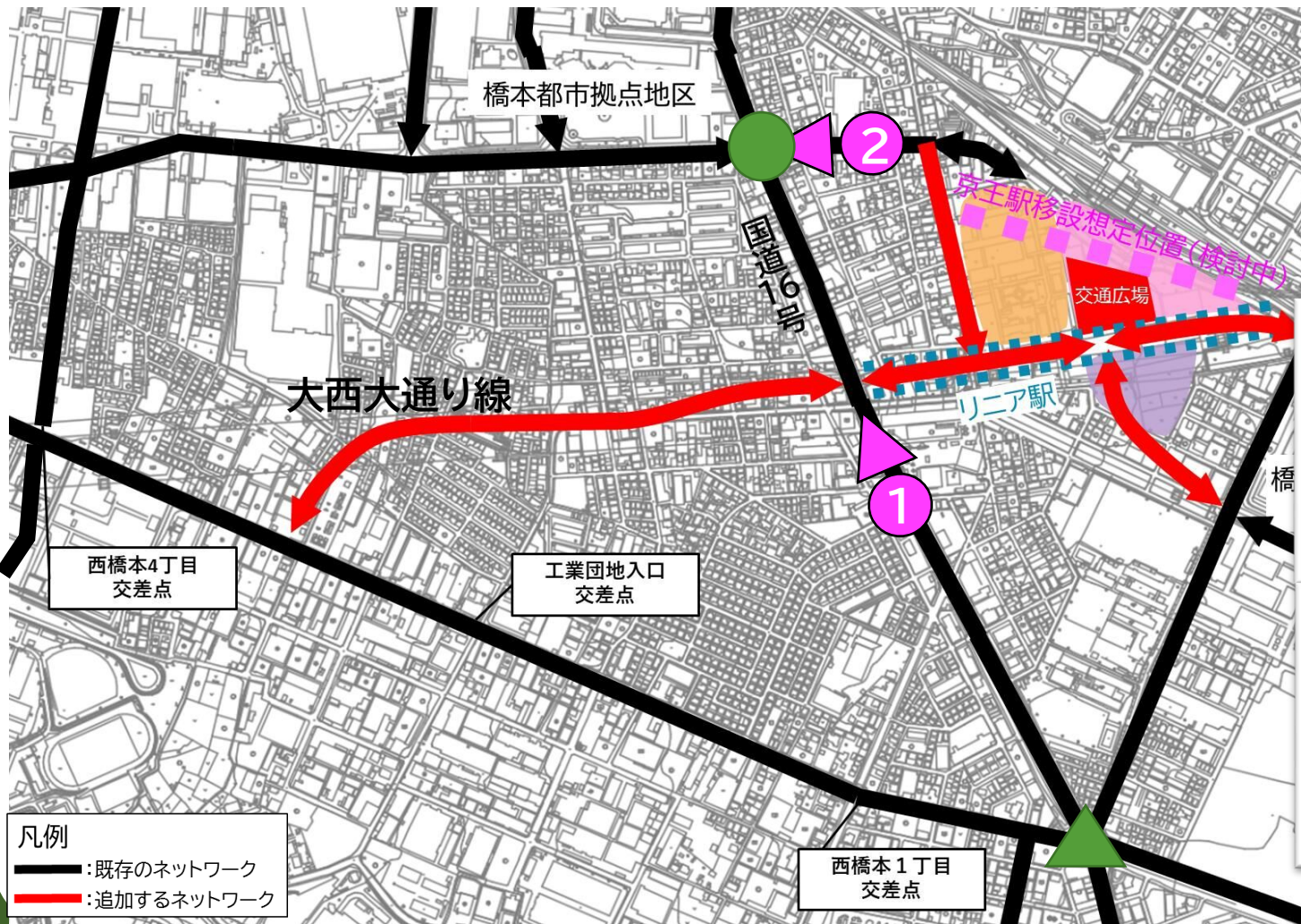
「情報・人材・文化」
国内外からの
交流の要衝

橋本駅周辺から相模原インターチェンジ方面への直達性を高めることにより、多くの人や企業を呼び込み、更なる交流を創出するなど、周辺都市間との交流・連携を支える、道路として必要。

2.事業の必要性及び線形の考え方について

大西大通り線の必要性②➡ 周辺道路の交通の円滑化のために必要

現在、駅周辺の道路は慢性的に渋滞しており、今後のまちづくりに起因する交通の増加により、更に負荷をかけることが出来ない。



▲ ← → ●

橋本五差路

橋本駅南入り口交差点

国の主要渋滞箇所位置付けられている

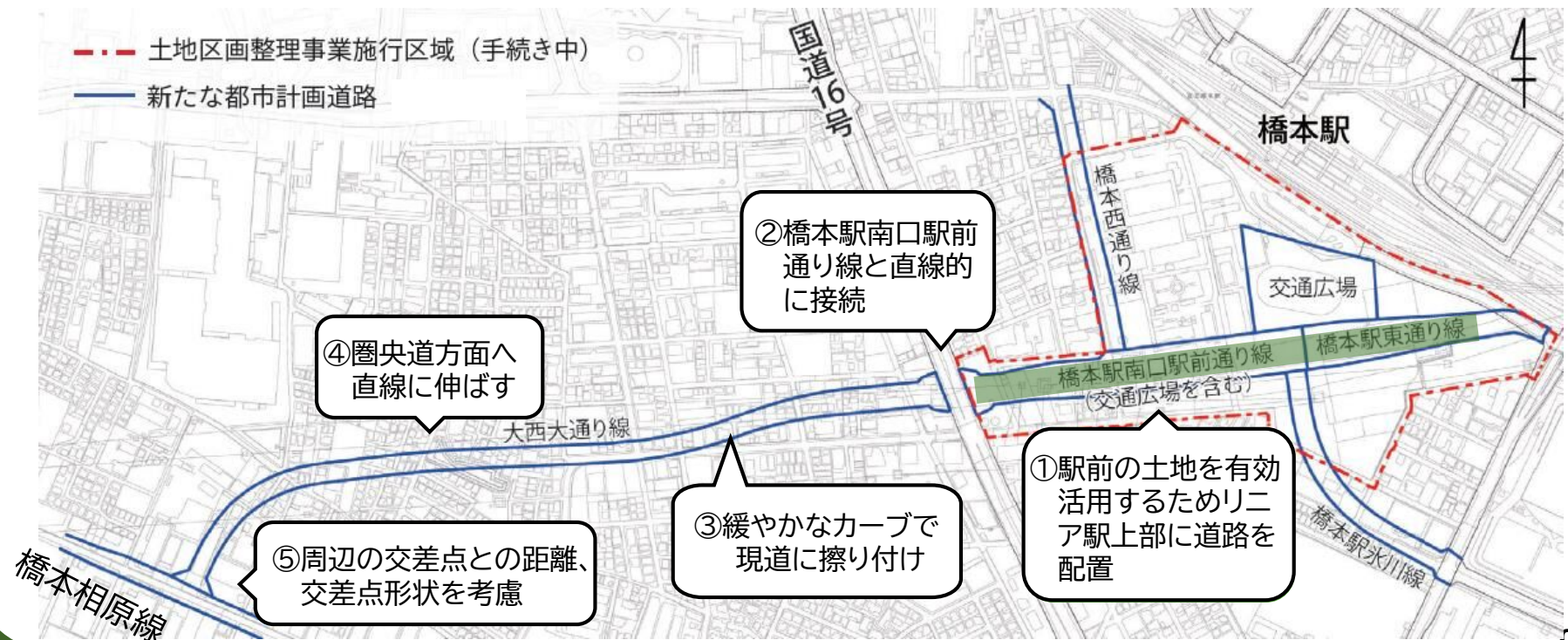


2.事業の必要性及び線形の考え方について

道路の線形の基本的な考え方

- 「道路の構造に関する法令」等の各種法令に基づき、幅員などの各種構造により計画
- 交通管理者(警察)等との協議により計画
- 経済性(現道の利用や大規模構造物を避ける等)や土地利用を考慮して計画

- 上記のプロセスを経て都市計画決定された線形となっている
- 大西大通り線の線形には国道16号以东の整備方針が影響

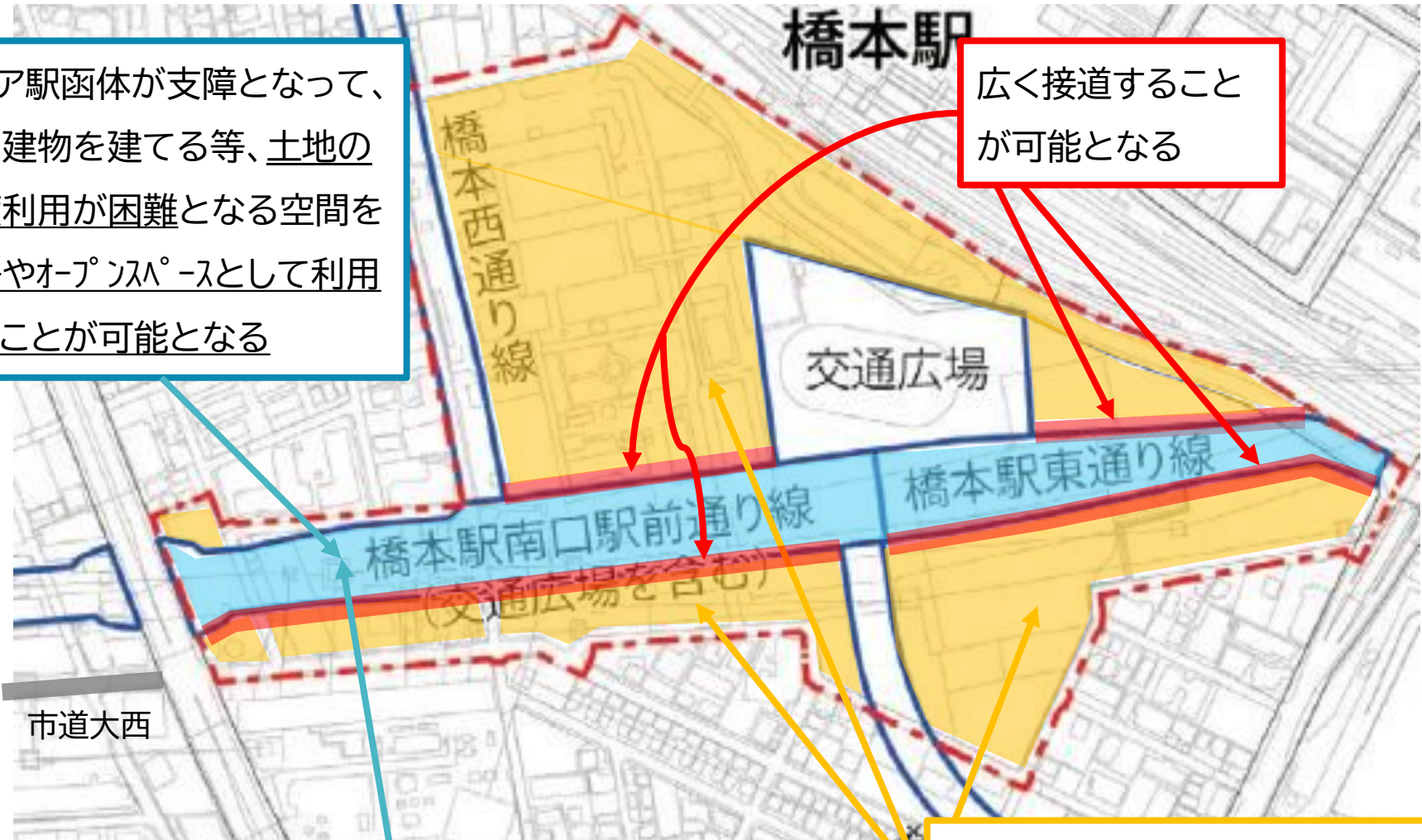


2.事業の必要性及び線形の考え方について

①駅前の土地を有効活用するためリニア駅上部に道路を配置

リニア駅函体が支障となって、高い建物を建てる等、土地の高度利用が困難となる空間を道路やオープンスペースとして利用することが可能となる

広く接道することが可能となる

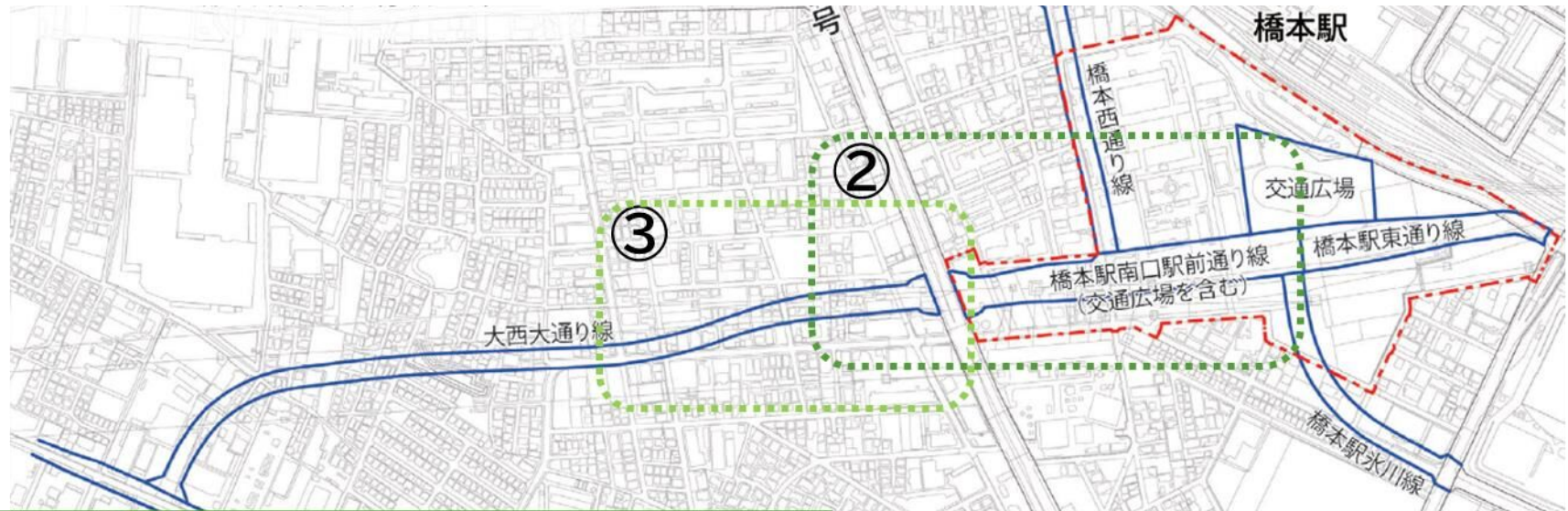


駅前空間における道路の線形を全線にわたり直線的に整備することにより、安全かつ円滑な交通の確保が可能となる。

高度利用が図れる土地を広く確保することが可能となる

2.事業の必要性及び線形の考え方について

- ②橋本駅南口駅前通り線と直線的に接続
- ③緩やかなカーブで現道に擦り付け



①橋本駅南口駅前通り線と直線的に接続

大西大通りの起点側は対面の橋本駅南口駅前通り線と直線的に接続する線形とした。

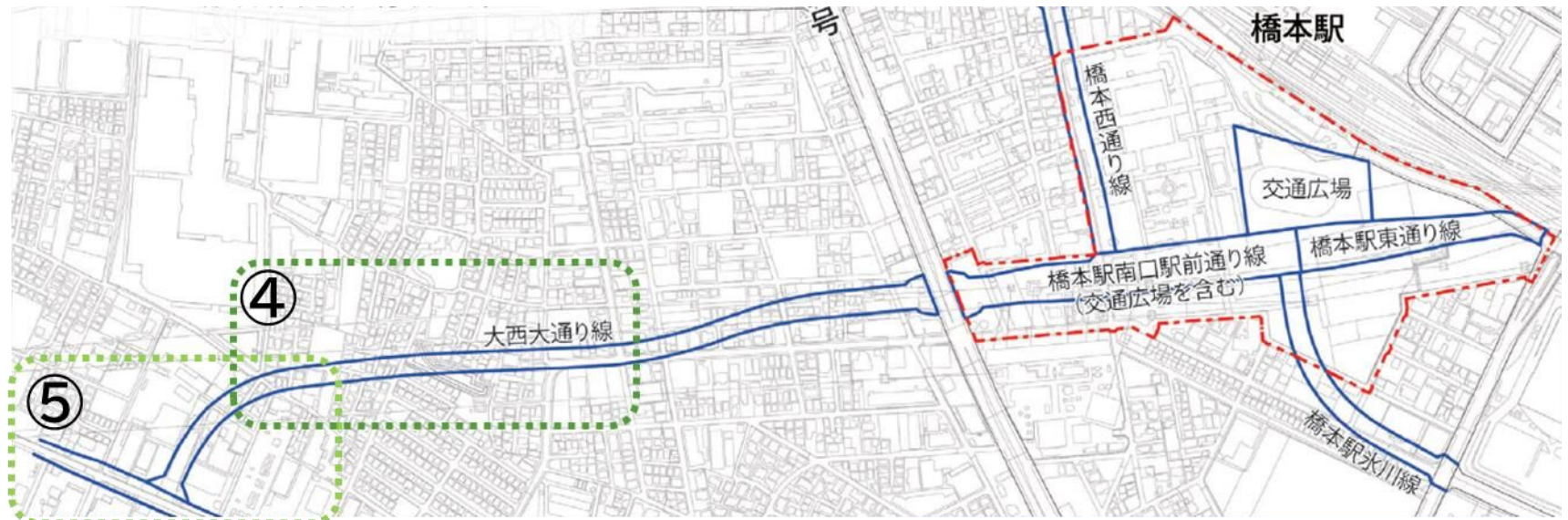


②現道(市道大西)に擦り付け

緩やかなカーブで現道に擦り付ける(現道を生かす)線形とした。

2. 事業の必要性及び線形の考え方について

- ④ 圏央道方面へ直線に伸ばす
- ⑤ 周辺の交差点との距離、交差点形状を考慮



④

大西大通り線

④ 圏央道相模原IC方面へ直線に伸ばす
直達性を考慮し、道路を圏央道相模原IC方面に直線で伸ばす。

⑤

西橋本4丁目交差点

ポイント②
交差形状は可能な限り直角

ポイント①
西橋本4丁目交差点からの距離を確保

新交差点

⑤ 周辺の信号交差点からの距離、交差点形状等を考慮

03

事業認可について

3.事業認可について

今後の事業の進め方について

- ▶ 早期に事業効果を出していくために第一工区と後続工区を設定。
今年の夏頃までに、第一工区は**事業認可を取得**(神奈川県知事の認可)し、事業を進めていきます。



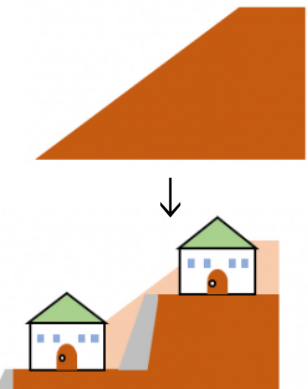
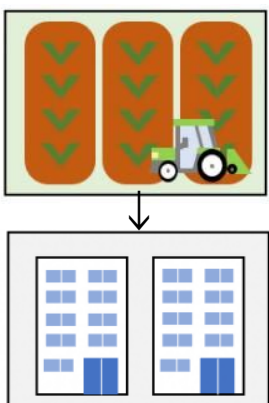

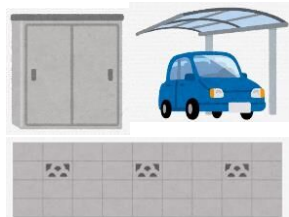
事業認可取得による土地への制限について

- **建築等の制限(都市計画法第65条)**

事業地内で土地の形質変更、建築物の建築や工作物の建設等を行おうとするときは、市長の許可が必要となります。

- **土地建物等の売買の届出(都市計画法第67条)**

事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとするときは、施行者(相模原市)への届出が必要となります。

形の変更	質の変更	建築物の建築	工作物の建設
例) 法面を切土 	例) 農地を宅地化 	例) 家の新築、改築 	例) 塀の新設、改築 

04

今後のスケジュールについて

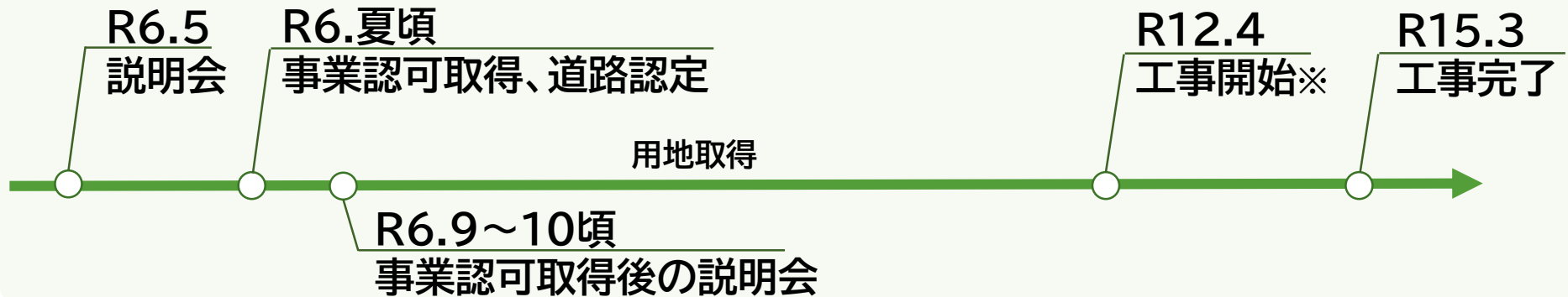
4. 今後のスケジュールについて(第一工区)

大西大通り線第一工区に関する今後のスケジュール(全体)



今後の事業スケジュール(第一工区)

※用地取得の進捗状況により、取得できた所から前倒して工事を実施していく場合があります。



- ▶改めて認可取得によってかかる制限や事業概要等について説明させていただく場を設けます。
- ▶開催に当たっての周知は、郵送及びポスティングを行います。

4. 今後のスケジュールについて(第一工区)

大西大通り線第一工区に関する今後のスケジュール



第一工区の補償調査について

- 測量にご協力いただいた方に対し、補償調査の意向確認を行ってまいります。
- 補償調査により、権利者の方に対する補償費の提示が出来るようになります。

※補償については参考資料①をご参照ください。

不明な点がございましたら個別にご説明いたしますのでご連絡ください。

【連絡先】リニアまちづくり課 042-707-7047(8:30~17:15、土日、祝日を除く)

4. 今後のスケジュールについて(後続工区)

大西大通り線後続工区に関する今後のスケジュール



後続工区の用地測量について

- 後続工区についても今年度、用地測量を実施する予定です。
- 用地測量を行うことで、計画している道路が現地でどの位置になるのかが明確になります。
- 測量にご協力いただけるか意向確認を事前に行い実施してまいります。

※用地測量については参考資料②をご参照ください。

不明な点がありましたら個別にご説明いたしますのでご連絡ください。

【連絡先】リニアまちづくり課 042-707-7047(8:30~17:15、土日、祝日を除く)

4.今後のスケジュールについて(後続工区)

後続工区の用地測量について

01 計画・資料収集



02 基準点の設置



03 用地境界の確認・復元

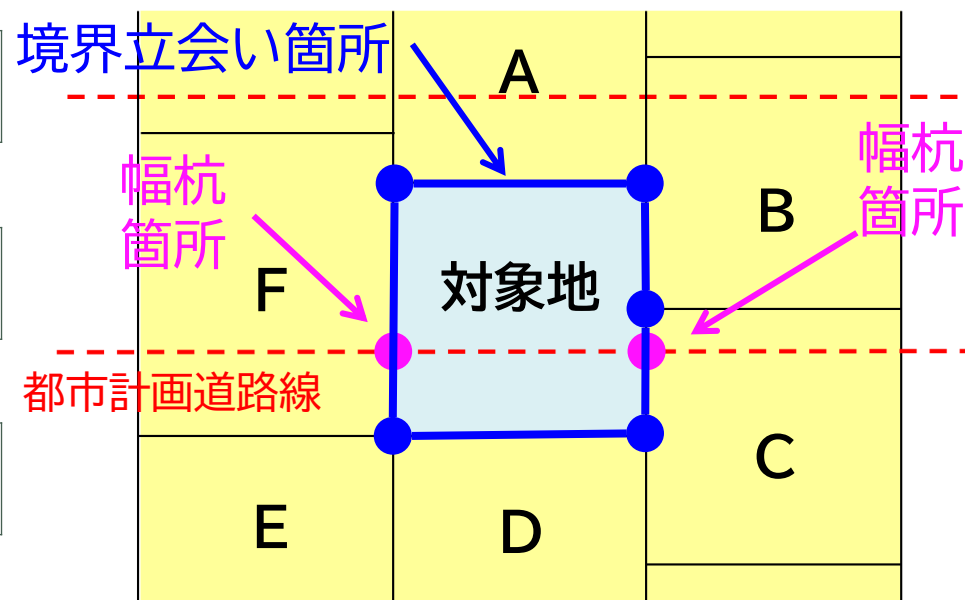


04 道路計画線(幅杭)の設置



05 境界立会い及び幅杭の確認

用地測量では“土地全体の境界確定(下図の青線)”と“道路用地として必要となる土地の明示(下図のピンクの点)”を実施。



ご説明は以上でございます。